

2021年度 福岡地区診療放射線技師会 総会資料

総会次第

- | | |
|----------------------|-------------|
| 1. 開会の辞 | |
| 2. 会長挨拶 | |
| 3. 議長団選出（議事録署名人選出2名） | |
| 4. 議事 | |
| 第1号議案 | 2021年度事業報告 |
| 第2号議案 | 2021年度会務報告 |
| 第3号議案 | 2021年度決算報告 |
| 第4号議案 | 2021年度監査報告 |
| 第5号議案 | 2022年度事業計画案 |
| 第6号議案 | 告示研修の助成案 |
| 第7号議案 | 2022年度予算案 |
| 5. 次期役員選出 | |
| 6. 新旧役員交代 | |
| 7. その他 | |
| 8. 閉会の辞 | |

*出席することができない方は委任状（議決権行使書）の提出をお願いします。

議事

第1号議案

2021年度事業報告（中原）

各種イベント等が中止になったため今年度は事業が縮小されております
(公社)日本放射線技師会及び(公社)福岡県診療放射線技師会への事業協力
急患センター事業への協力
地区報の発行

第2号議案

2021年度会務報告

総括及び会務（中原）

- 急患センター事業への協力
- 日本放射線技師会表彰 30年永年勤続表彰 14名
- 福岡県知事表彰 2名
- 福岡市公衆衛生功労者市長感謝状贈呈 2名

総務（村山）

- 福岡地区診療放射線技師会公文書の発行
・公文書番号 2021001 号～2021013 号（2022 年 3 月 25 日現在）

会員（横山）

- 会員台帳の管理（会員情報の変更）
- 入会・転入・転出・異動及び互助会申請の処理
新入会, 転入, 再入会 75 名 転出, 退会, 退会処分 17 名
会員数 776 名（2022 年 3 月 14 日現在）
- 総会案内状等の発送リスト管理及びタックルシールの発行

会計（後藤）

- 2021 年度会費納入率 93.9%（779 名中 727 名納入 免除者 8 名）
（2022 年 2 月 25 日現在）
- 2020、2021 年度会費未納者 8 名については会員資格喪失

福利厚生（坂本）

- covid-19 感染拡大防止のため、予定していたすべての催し物を中止

学術（西川）

- 2021 年度 2 回の勉強会を Microsoft Teams を用いて開催
第 1 回勉強会 2021 年 9 月 30 日 参加者：253 名
『腰髄 MRI の撮り方』 九州大学病院 西川啓
『腰椎 X 線撮影の目的と診るポイント』 福岡整形外科病院 香月伸介
第 2 回勉強会 2022 年 2 月 18 日 参加者：200 名
『これだけで OK!! 冠動脈 CT に必要な基本知識』九州大学病院 小島宰
『冠動脈 CT の基本と読影医が実は知らないこと
～目指せ、ラジエーションハウス！～』
九州大学病院 山崎誘三
『わりと難しい頸椎 X 線撮影について』 福岡整形外科病院 香月伸介

編集（桑野）

- 地区報 7 月・11 月・3 月の 3 回発行

ホームページ・表彰（大木）

- ホームページの更新作業
更新・勉強会等の案内
- 福岡県診療放射線技師会の県知事表彰の推薦
令和4年度表彰分として15名推薦
- 日本放射線技師会の永年勤続表彰者の推薦
令和4年度表彰分として20名推薦
- 福岡市公衆衛生感謝状の推薦
令和3年度2名推薦し表彰済み

急患センター（香月）

- 今年度は46名で運営を行った
- 7月14日に総会をweb併用にて実施
コニカミノルタさんに線量管理について講義していただいた。
出席14名 Zoom参加12名 欠席20名(委任状17通)
- 11月5日に定例会をweb併用にて実施。
記念病院の興梧さんに「症例検討 頭部編1」の講義をお願いした。
出席9名、webにて25名の出席があった。
- 2月9日定例会をweb併用にて実施。
記念病院の興梧さんに「症例検討 胸部編1」の講義をお願いした。
会場に5名、webにて26名の出席があった。
- 1月19日に面接を行い、新たな要員として2名採用した。

第5号議案

2022年度事業計画案（中原）

(公社)日本放射線技師会及び(公社)福岡県診療放射線技師会への事業協力
地区勉強会・研修会の開催(Webの利用)
急患センター事業への協力
福利厚生事業の開催(covid-19の感染状況により中止になる場合あり)
福岡県医療団体協議会での共同連携
地区報の発行
助成事業

第6号議案

告示研修修了者に対する助成案

経 緯

2020年初頭より COVID-19 の蔓延により、社会生活が制限され地区放射線技師会でも人が集まる活動が制限されてきました。そのため技師会の繰越金が 2021 年度終了時に 400 万円を超えてきており会員の方からも「余剰金が多すぎるのではないか」との指摘も受けておりました。

幹事会ではその使用方法について検討し、昨年度より行われている「診療放射線技師法改正に伴う告示研修」の受講を促進することと 23%程度の HP のメール登録者数を増やす目的で告示研修修了者に対し助成を行うことを提案することとしました。

対 象 者

2022 年 9 月 30 日時点で、2022 年度分までの会費を完納している福岡地区放射線技師会に在籍している会員で、告示研修を終了した者

助 成

経費を考え QUO カードで配布とする

2022 年 9 月 30 日における在籍年度数 × 1000 円分とし上限	5000 円分
例 1) 2022 年 4 月に入会した会員	1000 円分
例 2) 2020 年度に入会した会員	3000 円分

申請方法

告示研修終了後に HP でメールアドレス登録の上、必要事項を入力し申請

発 送

申請者の受講完了を確認の上、簡易書留にて郵送する

予算に関して

県では来年度 10 回の研修会を予定しており、5 回が福岡であるとして 100 万円を計上する

資料

1. 過去5年分の繰越金の変遷

	収入	支出	差額	繰越金
2017年度	180万円	200万円	- 20万円	200万円
2018年度	180万円	180万円	± 0万円	200万円
2019年度	180万円	110万円	+ 30万円	230万円 (会誌の廃止)
2020年度	140万円	40万円	+100万円	330万円
2021年度	140万円	70万円	+ 70万円	400万円

2. 上記助成案での支出見積もり (2021.11.22時点の会員データで計算)

支給額	人数	金額
5000円	588人	2,940,000円
4000円	79人	316,000円
3000円	40人	120,000円
2000円	70人	140,000円

郵送費

簡易書留 404円 777名 313,908円

総計

3,829,908円 + α (2022年度入会者分郵送費)

2022年度入会者は支給額と会費が相殺され、郵送費のみがかかるため

2021年度と同じ人数入会すると

404円×70名 28,000円程度 増えます

地区技師会の今後について

福岡地区診療放射線技師会は、平成24年度まで「社団法人福岡県放射線技師会」の福岡支部として活動をしておりました。平成25年4月、県技師会の公益化が認められ、その名称が「公益社団法人福岡県診療放射線技師会」と改まりました。このとき、公益化するに当たって支部の存在が問題となったため、県内の4支部（福岡、北九州、筑豊、筑後）を切り離し、別組織として編成し直すことになりました。それに伴い、福岡支部は「福岡地区診療放射線技師会」と名称を改めることとなったわけです。

このようにして県から切り離され、独立した任意団体となった地区技師会ですが、業務の内容は支部時代とほぼ変わらず、学術、福利厚生については独自の取り組みをおこないつつ、急患センター事業への協力や県技師会業務への協力を引き続きおこなってまいりました。また、地区の技師会費についてはJART、FARTへの会費徴収と同時に徴収され、県のほうから会員数に応じた額がのちほど支払われるという仕組みになっております。つまり、地区技師会は「独立した任意団体」でありながら、その会員情報は支部時代から変わらず県と共有されており、かつ地区が活動するうえでは、県からの情報は不可欠という状況が、いままも続いているわけです。

しかしながら、このような経緯を知っているのは、公益化以前から所属していた会員のみであり、公益化後に入会した会員にとっては、JART、県、地区それぞれの関係性がわかりにくいという状況が続いておりました。「地区と県は別団体で独立したものだ」と口では言いながら、県からはまるで支部さながらのごとく、地区に対して業務が振られるという状況もあり、関係性があやふやなまま時間だけが経過していきました。そのなかで、会員からは以下のような意見が出ることもありました。

1. 地区技師会に必ず入らなければならないのか。JARTと県だけでいいのではないか。
2. （他の地区で勤務している会員から）福岡地区に移りたいのだけが可能か。

1.は、他県から福岡県に転入してきた会員から寄せられた疑問です。現在、JART、県、地区という三本柱で運営しているのは、北海道と東京都、そして福岡県のみとなっており、他府県ではすべて県技師会が全体を取りまとめているそうです。そのため、他県から転入すると、なぜ「地区」があるのか、なぜ地区のために余計な会費を払わなければならないのか、ということになるわけです。

2.について主たる理由は勉強会の開催頻度などだったかと思いますが、その他の理由として地区間の会費差が挙げられます。福岡地区は現在、年千円の会費をいただいて運営しておりますが、他の三地区では二千円となっており、千円の差がある状況です。会員にとっては、福岡地区に移れば会費が千円安くなるというメリットがあるわけで、移れるものなら移りたいと思うのはごく自然なことでしょう。このような地区間の格差も問題点のひとつとなっております。

このような問題を解消するために、県技師会では2020～2021年度の会期において「将来構想検討委員会」を立ち上げることとなり、地区と県との関係性については、この委員会のなかの「組織構成検討班」で協議することとなりました。各地区の置かれた状況を踏まえ、会員の利便性を損ねないよう配慮しつつ、数回の会議を経て、県と地区の間の業務内容を精査整理し、そのうえで「業務委託契

約」を取り交わすという案が出て、概ね了承に至ったのが今年初頭のことでした。しかしここで、《JARTとFARTが前年12月に締結した「業務委託契約」に、第三者への情報の供出を禁止する項目があり、地区技師会はこの第三者に当たるのではないか》という疑義が出されました。そのため、急遽JARTに問い合わせをし、以下の回答を得ました。

- 地区技師会は“第三者”にあたり、業務委託契約に抵触する。
- JART会員データは地区技師会にお渡しできない。
- 地区技師会の役員であるFART理事、委員がFART業務で個人情報を扱うことは可。

つまり、地区技師会とFARTは業務委託契約を取り交わすことができないだけでなく、地区においては県の会員情報を用いた活動もできなくなり、かつ会費徴収においても、県との合算徴収ができないということです。県側からすれば、現在もJARTに対する契約違反状態が続いているため、この問題を早急に解決する必要があります。

【課題・問題点】

地区技師会を現行のまま継続とした場合

- 会費の徴収を県が代行できない以上、会費徴収方法を早急に決めなければならない。
- 県のデータを利用することができないため、会員情報の独自管理が必須となる。
- 入会、退会についてのシステムを整備する必要がある（現在は県と情報を共有している）
- （上記の点をクリアしたうえで）地区技師会規程の変更

会費徴収や会員情報などを現行のまま（県からの協力により）おこなう場合

- 独立した地区技師会としての存続は不可能なため、FARTへの統合が必要になる（支部化？）
- 統合する場合も、以下については検討課題となる。
 - 急患センター事業
 - 地区独自に保有している内部留保
 - 福利厚生事業など、地区独自でおこなっていた事業ができなくなる、もしくは形態を変えておこなう必要がでてくる

県の将来構想検討委員会および組織構成検討班は、会期をまたいで2022～2023年度も継続することが決まっております。県と地区それぞれがこの問題について検討し、健全かつシンプルな会務遂行と会員の利便性を損ねない形で解決策を見出していく必要があります。

会員のみなさまにおかれましては、現在このような問題があるということをご理解いただきたく存じます。本件について、県や地区で協議した内容については、速やかに会員のみなさまに周知していく所存です。

会員のみなさまのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

文責：大木雄一郎（表彰担当幹事 FART福岡地区理事）